

4. 福祉労働問題について

特定妊婦の支援について伺います。

核家族化や地域とのつながりの希薄により孤立、不安感をいだく妊産婦が少なくない中で、全ての妊産婦が出産、子育てできる環境を整えることが喫緊の課題となっています。

特に孤立や貧困、予期せぬ妊娠などで出産前後に支援を必要とする「特定妊婦」が増えています。虐待死した子どものうち、実母が加害者だった事例が多い中、国は、2009年改正児童福祉法で特定妊婦を支援対象に位置付けました。



2020年4月時点で、全国で特定妊婦は8327人に上り、制度開始の2009年から約8倍に増加。生後間もない乳児が遺棄される事件などが相次いだことを受け、官民で手を差し伸べる動きが本格化してきたところであり、特定妊婦の支援は母親だけでなく、虐待を受ける子どもを救うことにもつながります。

特定妊婦の中には、パートナーからのDVや、虐待のリスクのある方、予期せぬ妊娠や経済的な事情で親に相談できない等、将来への不安や多くの悩みを抱えており、相談ができる環境で産前産後を安心して過ごせる居場所が必要となります。

母親と子どもと一緒に暮らせる母子生活支援施設がありますが、母子生活支援施設では女性は出産前から利用できない制度となっています。

そこで質問です。特定妊婦は、産前からの支援が必要であることから、他県では産前の支援から、産後、自立まで一貫して支援する施設ができ、孤立を防ぐ取り組みが始まっています。本県ではどのように取り組まれているのか。知事の見解を求めます。

次に、特定妊婦と認定されていない妊婦でも支援の必要な女性は多く、相談窓口を知らなかったり、経済的な事情で妊婦健診を受診しない等、把握できずに支援につながらない妊婦が多いと聞きますが、こうした妊婦が支援からこぼれ落ちないように、市町村において福祉分野と母子保健分野の連携を取ることや、相談窓口の情報発信に注力すべきですが、県ではどのように取り組まれているのか、知事の見解を求めます。

【服部知事の答弁】

① 特定妊婦の孤立を防ぐ取り組みについて

県では、昨年度から、予期せぬ妊娠に悩む方や、経済的困窮等により出産後の養育不安を抱える方などを対象に、相談支援や出産・育児のサポート、一時的な住まいの提供、就労支援等、産前から産後まで継続した支援を行う「特定妊婦等母子支援事業」に取り組んでいます。

具体的には、社会福祉法人が運営する母子生活支援施設に委託して実施しており、施設に配置したコーディネーターが相談対応や必要な支援の検討、児童相談所や市町村などの関係機関との調整等を行い、施設の看護師が出産や子育てを援助し、出産後も母子が安定した生活を送れるよう支援しています。

また、在宅での支援が必要な方については、コーディネーターや看護師がご自宅まで伺う、アウトリーチでの支援を行っているほか、住まいの提供が必要な場合は出産前であっても施設への入所が可能となっています。

今年度からは、実施箇所を1か所から2か所に増やしており、事業の拡充を図っているところです。

② 支援を必要とする妊婦の方への取り組みについて

市町村では、母子保健担当部署が把握した特定妊婦について、要保護児童対策地域協議会で協議、進捗管理を行いながら、それぞれの妊婦の状況に応じて、家庭訪問による相談支援や家事・育児の援助など、必要な支援に取り組んでいます。

県では、こうした市町村の取り組みが適切に行われるよう、児童相談所が実施する市町村担当職員向け研修において、母子保健と児童福祉の連携について助言を行っているところです。

また、健診未受診など市町村や医療機関等に繋がっていない方に、先ほどご答弁申し上げた「特定妊婦等母子支援事業」の相談窓口や、妊娠に悩む方の相談窓口「にんしん SOS」の情報を知らせていただくことが重要です。

このため、こうした情報を県のホームページや、LINE、Instagramといった SNS を活用して、広く県民へお知らせするほか、ミニカードをコンビニや商業施設の女性用トイレに設置し、きめ細かな周知に努めているところです。